

第10回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年12月22日（月）13時30分～14時30分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 28名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 澤口紀子
農地係長 大道学
主任 長代美穂

第10回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 会長	ただ今から、令和7年度第10回久慈市農業委員会議を開会いたします。（会長あいさつ）
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。1番外里委員、小倉推進委員より欠席通告がありました。以上です。
会長	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしということでございますので、議事録署名委員には、5番安堵城委員、6番宇部文人委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。それでは議案第1号、農地法第4条の規定による許可についてを議題とします。それでは事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	議案第1号、農地法第4条の規定による許可についてです。土地の表示、申請人、転用事由は記載の通りとなっております。本申請地ですが、申請者本人が東側に隣接している宅地、地籍図でいうと地番〇〇-〇とともに相続により取得した農地になります。申請者は別の場所に住宅を所有しているため、相続した宅地と本申請地については、今後利用する予定がなく、売却を計画しているが、車道から宅地までに通ずる通路がないことから、今回申請地を通路として整備したいとのことで、転用申請がなされたものになります。議案第1号については以上になります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告をお願いします。成田委員お願いいたします。
成田委員	12月15日、事務局2名、松野下推進委員、私の4名で現地の方に行って参りました。位置図には書いておりませんが、左側が〇〇学校の校庭に隣接しておりまして、直線で約60mのところですが、周りは、ほぼ住宅地になります。事務局からの説明通り、奥にある袋地と一緒に売りたいということのようです。第3種農地ということで、問題ないのではないかと判断でございます。

	発言主旨
会長	<p>議案第1号について事務局と現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>
鹿糠勇委員	<p>地番〇〇-〇は宅地になっているのですか。</p>
長代主任	<p>宅地になっています。元々宅地だったものを相続したようです。</p>
鹿糠勇委員	<p>宅地になっているのに、道路がなかったということですね。</p>
長代主任	<p>今回の申請地地番〇〇-〇ですが、地目上は宅地ではなく畑となっており、宅地と畑、両方相続をして宅地を売りたいが、接道がないので、今回道路を作ることになり転用をしたいということでした。</p>
鹿糠勇委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。他にございませんか。</p> <p>(「なし」声)</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第1号について、特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>意見がないものとして決しました。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題とします。それでは事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可についてです。付議番号1番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地ですが、申請内容にある用途として、すでに利用されているという実態を事務局にて現地確認しております。そのため付議番号1番の転用申請については、事後申請という形になります。経緯についてご説明いたします。現在の所有者である譲渡人ですが、平成30年3月の農業委員会議にて、農地法第3条の許可により、本申請地を取得しております。本申請地の場所ですが、今回の譲受人の会社の所在地に隣接している農地であります。その後、譲渡人本人から、田んぼから畑へ転換するという目的で、令和2年度から農地改良届が提出</p>

発言主旨	
	<p>されております。しかし今年度に至るまで、農地改良届が提出され続けており、1年ずつ工事期間の延長を重ねている状況であったことから、本年9月に事務局の方で現地調査を行い、所有者本人に直接事情を伺いました。その結果、当初は田畑転換を予定しており、工事残土を入れ続けていて、盛土をしながら畑への転換を進めていたところですが、面積が広いこともあり、現在も完了の目途が立っていないこと、また徐々に会社の駐車場、資材置き場、砂利置き場として利用しているうちに、現在では利用範囲が広がり、直ちに農地へ戻すことは難しいとのことでした。以上のことから、始末書の提出をお願いした上で、追認の農地転用申請を促す指導を行いました。その後、今回の転用申請が提出されたため、受付けたものとなります。契約内容については、20年間の賃貸借、賃料は月〇万円と伺っております。今回の付議番号1番についてですが、合計転用面積が30aを超えることから、岩手県農業会議の常設審議委員会による意見聴取を要するものであることを申し添えます。以上で付議番号1番の説明を終わります。</p> <p>続いて付議番号2番になります。土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地は、岩手県の行う〇〇の工事に伴う現場事務所及び資機材置き場のための一時転用となります。期間は令和9年3月末までの予定で、賃料は総額〇〇万円と伺っております。以上で事務局からの議案第2号の説明を終わります。</p>
会長	<p>続きまして、現地調査委員からの報告を願います。松野下推進委員よりしく願います。</p>
松野下推進委員	<p>農地法第5条に関わる現場調査をして参りましたので、報告させていただきます。去る12月15日、成田農業委員と私、そして事務局2名の4名で現地を確認して参りました。付議番号1ですが、場所は、〇〇学校の入口から100mほど先に、〇〇の社屋がございますが、その裏になります。現地につきましては、砂利敷き、鉄板が一部敷かれている状況でございました。地番〇〇-1につきましては、ほぼ整地が終わっている状況、ここはもう砂利敷いてあり、一部には鉄板が敷かれておりましたし、地番〇〇-1については、現在重機もあり、造成中だというのはわかる状況でございました。当初は田畑転換のため、農地改良届が出されていたということと、あわせて現地確認をした結果、その実態ではないということもあって、現地指導をして、さらに今回転用の許可申請が出されたと聞いております。現地につきましては、すでにそういった状況になっているという実態を踏まえたと、農地</p>

	発言主旨
	<p>法の第 3 種農地でありますけども、許可要件に当たるのではないかと見て参りました。</p> <p>付議番号 2 番ですが、〇〇地区になります。〇〇学校から 700m、東側に向かって左側の位置です。周囲はススキや茅、或いは雑木が繁茂して耕作放棄地のところでございます。反対側にはビニールハウスがありましたけども、この場所につきまして、実は田んぼですが、盛土をして整地されている状況のように見て参りました。草も刈り払いをして、きちんと整理されているようでした。今回〇〇工事に伴う現場事務所等に使いたいということで、一時転用ということであります。農振地域もありますけども、一時転用については許可できるということでもありますので、問題はないと思って見て参りました。ご審議の程よろしく願います。説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 2 号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(内久保委員 挙手)</p> <p>内久保委員。</p>
内久保委員	<p>付議番号 2 については、一時転用なので農振地域でもいいということですが、付議番号 1 は農振地域外なのかどうか教えて下さい。始末書の提出があったとのことですが、どのような内容なのかを簡単に教えていただければと思います。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
長代主任	<p>付議番号 1 番、地番〇〇-〇-〇と〇-〇-〇は、農振地域内ではなく、第 3 種農地です。すぐ隣は〇〇学校の敷地内になるんですが、この 2 筆は都市計画区域内ということなんです。この 2 筆を境にして、北側の方が農振地域となっています。始末書ですが、農業委員会会長宛てと、岩手県知事宛、1 通ずつ提出されております。基本的な内容としては、いつ、申請をしていなかった理由、今後このようなことのないようにします。というような内容です。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>(内久保委員 了承)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(中塚委員 挙手)</p>

	発言主旨
	中塚委員。
中塚委員	付議番号 1 番申請地の上の部分、田となっていますが、今現在耕作をしているんですか。
長代主任	現地調査の際に見たんですが、耕作されておらず、草が生えている状態で放棄地のような感じになっておりました。
会長	よろしいですか。 (大鹿糠委員 挙手) 大鹿糠委員。
大鹿糠委員	位置図にある境界線の波線は水路だと思うんですが、この周辺を私が耕作しておりまして、水路にたびたび大きい砂利や残土が落とされる状況あるので、今後の管理はどのようになるんでしょう。 (城内推進委員 挙手)
会長	城内推進委員。
城内推進委員	ついこの間まで、私がこの田んぼを耕作しておりました。この水路は排水路です。土砂が入らないようにして下さいということは、関係者には伝えております。改良区の水路を、毎年春に町内会で草刈りや堰掘りなど、きれいに管理しておりますので、大丈夫だと思います。以上です。
会長	引き続きそのように管理していただくようお願いしたいと思います。他にございませんでしょうか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次に議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてです。付議番号 1 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。申請人が贈与により取得したということですが、平成 10 年頃から耕作放棄されているという状態で、木が生え山林化が進んでしまっているため、適用外証明を申請するものと

	発言主旨
	<p>なります。</p> <p>付議番号 2 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。北側に隣接している宅地に住んでいる申請者の親族が、農作業小屋を建設してしまったとのことで、平成 3 年ごろに建設をして以降、現在も物置小屋として利用していることから、今回適用外証明を申請するものとなります。以上で議案第 3 号の事務局からの説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員からの報告をお願いします。成田委員。
成田委員	<p>付議番号 1 番、場所は〇〇町の踏切から約 600m のところで、〇〇の方に入り左折して約 150m の地点です。約 30 年になるわけですが、図面で見ますと、地番〇-〇斜線部分が宅地の跡で周りが畑だったという想像して参りました。約 80% 以上が山林で、かなりの本数立っておりますし、杉に関しては 18 から 20m 近い樹高になっております。山林として認めていいのではないかという判断をして参りました。</p> <p>続きまして、付議番号 2 番、〇〇町の田んぼです。ここも年数的には約 35 年前になります。宅地から約 60 cm 低く、小屋が建っておりました。田んぼとしての用を呈してないと思われましたし、袋地になっており、作業等する場合も、この土地を經由していかなければできないという形でした。申請通りで問題ないと判断して参りました。以上です。</p>
会長	<p>議案第 3 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>
鹿糠勇委員	付議番号 2 番ですが、ここは機械を置く格納庫ですか。格納庫であれば許可は不要ですよ。
事務局長	農業機械が格納されてはいなくて、暖を取るような薪が入っていたのが見えました。物置のような印象です。元々は田んぼの隣に建っているところで、昔は農業機械の格納庫として使っていたかもしれませんが、現在は親戚の方が隣に住んでおりますので、そこの物置のように使っているように確認して参りました。
会長	よろしいですか。

	発言主旨
	<p>(鹿糠勇委員 了承)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(内久保委員 挙手)</p> <p>内久保委員。</p>
内久保委員	<p>適用外証明願いの場合、提出理由が農地法について知らなかった等として出るんですが、本人が認識するのは、どのようにして、どの時点で認識したのでしょうか。自分でわかって出したのか、人に言われて出したのか、どういうものなのでしょうか。</p>
長代主任	<p>この申請については、ご本人から直接ではなく、行政書士さんを通して出されることが多いので、土地の相続や譲渡等をきっかけに、確認したら農地だったというケースが多いという印象があります。行政書士さんは、適用外証明願いの申請についてご存知なので、そういった提案をしているのではないかと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>自分の土地を譲渡などした場合、所有している土地の管理について行政書士からのアドバイスがあるのではないかと思います。</p>
会長	<p>この審議は真相を追求するのではなく、許可するか、しないかだけです。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>意見がないものとして決しました。それでは、議案第 4 号農地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
大道係長	<p>議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明します。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。今回は 2 件、3 筆について農地中間管理機構を通し、賃貸借契約を設定しよう</p>

	発言主旨
	とするものです。すでに賃貸借をしており、本年度末に満了予定ですが、継続意向の合意に至ったものです。譲受人は記載の通り、水田として利用すると農政課から伺っております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。
会長	<p>議案第 4 号についてご質問ありますか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>意見がないものとして決しました。次に、報告事項（1）農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書の提出についてを議題といたします。事務局長お願いします。</p>
事務局長	<p>報告事項（1）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。14 ページにかけて、全部で 12 件あり、届出事由は 11 件が相続、1 件が時効取得によるものです。報告事項（1）の説明は以上ですが、先月の会議で、時効取得について説明が不足していたところがありましたので、再度説明します。</p> <p>時効取得とは、他人の名義になっている場合の土地でも、長期にわたって占有していた場合、時効取得によって自分の土地として所有できるというものです。これは、民法で定められている制度です。</p> <p>ただ、時効取得が認められるには、1 つ目、所有の意思があるということ。2 つ目、平穏かつ公然に占有する。3 つ目、一定期間占有する。農地である場合、農地の取得には許可が必要であることを知らないということは注意義務を怠っていることになり、無過失ではないので、20 年の占有期間を経過しなければなりません。4 つ目、時効の援用をする。以上の 4 点になります。</p> <p>なお、土地の所有を第三者に主張するためには登記することが必要になります。</p> <p>今回、時効取得による農地取得者がありましたので、13 ページの 4 番に掲載しています。</p> <p>時効取得があれば、農業委員会に届け出ることになっていますので、4 番のように届出が出されます。以上です。</p>
会長	報告が終わりました。次に報告事項（2）会務報告について説明願いま

	発言主旨
事務局長	す。澤口事務局長。 (令和 7 年 11 月 21 日～令和 7 年 12 月 22 日 会務報告)
会長	その他です。局長、お願いします。
事務局長	農政課からの情報提供です。久慈市では、農政課が主管となりますが、米などの食糧費の物価高騰による負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、全世帯にお米券を配布することとなったそうです。配布対象者は、久慈市住民基本台帳に登録されている住民約 3 万 1000 人だそうです。配布枚数ですが、1 人当たり 7 枚で、引換価格、実際に換金できる金額は 3,080 円とのこと。今後のスケジュールですが、これからお米券の発注契約事務とか、配送業者の契約事務を進めていくということで、1 月の末に、お米券の配布に関して、全戸世帯で市民の皆さんにお知らせをするそうです。2 月の末ごろから、お米券を各世帯に送付する予定になっているそうです。今、このようなスケジュールで予定しておりますが、納品時期の変更により多少遅れるかもしれないということでした。あと、お米券の使用期限は、来年、令和 8 年 9 月 30 日までとなっているそうです。以上です。
会長	報告が終わりました。皆さんから何かございますか。 (「なし」の声) ないようですので、以上をもちまして、第 10 回の久慈市農業委員会議を終了いたします。大変ご苦労さまでございました。
14 : 30 閉会	